

留置権の「対抗可能性」に関する一考察

武 川 幸 嗣

- 一 序論——問題提起——
- 二 フランス法における留置権の対抗可能性 (opposabilité)
 - (一) 序 説
 - (二) 主要な問題類型における対抗可能性
- 三 日本法における判例・裁判例の概観・分析
 - (一) 判例・裁判例の概観
 - (二) 分析および問題提起
- 四 結びにかえて——若干の試論——
 - (一) 留置権の原因・基礎にある権利関係における優劣決定
 - (二) 「物的牽連性」が認められる類型における対抗可能性

一 序論——問題提起——

留置権を「誰に対して行使することができるか」については、留置権の成否の問題としてもつばらその成立要件において検討するのが、従来からの判断枠組であったといえる。すなわち、民法二九五条一項における「他人

の物」要件の意義につき、これを被担保債権の「債務者の物」に限定せず、かかる債務者以外の所有者に属する物についても留置権の成立を認めるべきか、という問いに対して、物と債権との間に牽連性が認められる限りにおいてこれを肯定した上で、留置権は物権である以上、一たん成立すればすべての第三者に対してこれを主張することができるのは自明の理である、という理解がそれである。⁽¹⁾このように解せば、留置権が「成立するか否か」と「誰に対して主張しうるか」とを区別する必要はなく、「誰に対する関係において成立するか」に一元化されるが、これは、留置権は「物に関して生じた債権」保護のためにとくに認められる法定担保物権であり、かつ留置権者は目的物を現に占有しているから、物と債権との牽連性が承認される以上、その成否に加えてことさら対抗要件の有無等を問うことになじまない、という認識を前提しているものと目される。

しかしながら、留置権の行使の相手方をめぐる問題状況は多様であり、つねにこのような一元的構成が妥当するかどうかについては、疑問を禁じえない。それは、とくに被担保債権の債務者と目的物の所有者とが異なる場合において顕著である。たとえば、不動産の二重譲渡に代表される対抗関係における劣後譲受人が目的不動産の引渡しを受けていた場合、譲渡人に対する解除に基づく売買代金返還請求権または損害賠償請求権を被担保債権とする留置権が成立しないとすると、劣後譲受人は譲渡人からの返還請求に無条件で応じなければならず公平を失するが、さりとて、留置権の成立を認めた上で当然に優先譲受人の引渡請求を拒めるとすれば、対抗要件具備の先後による物的支配の優劣決定が事実上害される結果を招きかねない。この場合における占有者は留置権の基礎・原因における権利関係において劣後する地位にあるといえるからである。

あるいは、いわゆる転用物訴権の成否が問われるような問題類型（賃貸借―請負連鎖型）において、目的物に関する修理代金債権は「物に関して生じた債権」にあたるとして、これを占有する請負人のために留置権の成立を認めるとしても、当初より債務を負っていない所有者に対してもつねにその行使が認められるか否かについて

は、いわゆる転用物訴権の成否との整合性に留意しながら、注文者に対する関係と区別して検討する必要があるように思われる。

執行法上留置権には競売権があり（民執一九五条）、動産執行において留置権者が目的物の提出を拒絶すれば執行手続が進まず（同二二四条）、動産担保権も留置権者が目的物の債権者への引渡しを拒みまたは差押えにつき承諾しない限り実行できない（同一九〇条）のに加えて、不動産執行においては引受主義が採用されていること（同五九条四項）から、所有者が目的物の所有権を維持するため、あるいは他の債権者が債権回収を図るためには、自ら被担保債権を弁済して留置権の負担からの解放を図ることを余儀なくされるという、留置権者の「事実上の優先的地位」にかんがみれば、かかる負担の甘受を正当化する合理的理由を問いながら、留置権行使の可否を問題類型に応じて対人的に制限する構成が志向されるべきではなからうか。

もともと、学説上は古くから、留置権の成立を「債務者の物」に限定した上で第三者に対する主張可能性を論じる見解が唱えられており、近時では、留置権の第三者に対する対抗力の問題を自覚的に成立要件と区別する理解が台頭している。たとえば、物と債権との牽連関係を類型化・限定化しつつ、「他人性」要件について成立次元と効力次元とに分けて留置権の対抗力について展開する視点⁽³⁾、留置権をもって対抗することができる第三者の範囲を制限的に確定すべき旨を提唱・検証する研究⁽⁴⁾、留置権を誰に対して行使しうるかについて留置権の効果が及ぶ範囲として捉える構成⁽⁵⁾、などがそれである。

本稿も基本的にこのような観点ないし構成を支持して、留置権の成立を債務者との関係において認めつつも、第三者に対する対抗可能性の有無・範囲については問題類型ごとに相対化し、とりわけ債務者以外の所有者に対する効力については制限すべき旨を説くものである。そこで、成立要件とは別個に留置権の効果としての対抗可能性の問題としてその行使の可否を論じるフランス法に手がかりを求めながら、被担保債権の債務者と目的物の

所有者が異なる問題類型に関する我が国の判例・裁判例を分析し、若干の試論を展開することとしたい。

二 フランス法における留置権の対抗可能性 (opposabilité)⁽⁶⁾

(一) 序説

フランス民法典は最近まで留置権に関する統一的な制度をもたず、物の占有者の引渡拒絶権を認める個別規定が散在するにとどまっていた⁽⁷⁾。しかしながら、一九世紀後半より、留置権 (le droit de rétention) 概念による引渡拒絶権の一般化を通して「条文にない留置権」を積極的に肯定する見解が台頭するようになり、二〇世紀に入ってから判例による適用領域の拡大化が展開される一方、同時履行の抗弁権 (l'exception d'inexécution) との分化⁽⁸⁾など理論的整備も進められ、その中葉には留置権に関する一般法理が判例法として確立されるに至った。二〇〇六年の担保法改正 (Ordonnance n° 2006-346 du 23 mars 2006) により、担保編の総則規定 (Dispositions générales) において留置権に関する一般規定が民法典中に設けられたが、これまでの判例・学説の成果をわずか一條に集約したにとどまり、運用の実質はなお判例・学説の展開に委ねられている⁽¹¹⁾。

前述した通り、フランス法においては、留置権を誰に対して行使しうるかという問題は、留置権の効果レベルにおける「対抗可能性 (opposabilité)」として理解するのが今日では一般的である。そこで、債務者以外の所有者に対する対抗可能性を中心に、主要な問題類型に関する判例・学説の今日までにおける到達点を整理・確認する。

(二) 主要な問題類型における対抗可能性

留置権を誰に対しても対抗することができるとすると、所有者が目的物の所有権を維持してその支配を回復するため、あるいは、他の債権者が目的物から債権回収を図るためには、自ら債務者無資力のリスクを負って被担保債権を代位弁済することにより、留置権を消滅させなければならない。その意味において、留置権には「事実上の優先権」が付与されているに等しい。⁽¹²⁾ 第三者に対する対抗可能性の有無・範囲を論じるにあたっては、この点に十分留意する必要がある。

① 一般債権者の地位および留置権成立後の転得者

被担保債権の債務者の一般債権者ならびに、留置権成立後の目的物の転得者（~~ex~~ 所有者が自己の物につき他人に修理を委ねた後でこれを売却した場合における譲受人）に対しては、留置権者は留置権を対抗することができる⁽¹³⁾と解されている。⁽¹³⁾ (i) 一般債権者は債務者が現に有する財産を引き当てにしうる地位にあるにすぎず、また、債務者は自己が有する以上の権利を譲渡することができないから、これらの者は留置権の負担のある目的物について権利を有しうる地位にとどまる、(ii) 目的物を譲渡することで留置権の負担を免れるとすると、債務者が留置権者を害するフロードをはたらくおそれがある、というのがその理由とされている。⁽¹⁴⁾ 転得者に関して付言すれば、留置権者が現に占有している状態で譲り受けている点も考慮されていよう。

② 担保権を有する債権者

他の担保権との優劣につき、古くはこれを留置権との成立の先後によって決すると解されていた。⁽¹⁵⁾ しかしながら、やがて目的物を現に占有支配する留置権者の保護を説く見解が台頭し、⁽¹⁶⁾ 判例も、自動車の修理代金債権のための留置権につき、それに先立って成立している動産質権者（債務者から占有を奪わない合意に基づく質権）に対する対抗可能性を認めるに至った。⁽¹⁷⁾

③ 債務者以外の所有者

最も議論されたのが、留置権成立前から債務者と所有者が異なる問題類型である。この場合にも所有者に対する留置権の対抗可能性を認めると、所有者は所有権維持・支配回復のために他人の債務につき代位弁済することを強いられる結果、その意思によらずに保証人または物上保証人に準じる地位に立たされ、契約の義務的効力 (l'effet obligatoire) の相対効原則に反するように見受けられる。また、債務者に対する権利行使ではないため、被担保債権の弁済促進に結びつかず、留置権の目的に適うか否かも問われる。⁽¹⁸⁾

しかしながら、この問題類型につき、一九六二年の破毀院判例は、供託された係争物の保管費用につき償還義務を負わない所有者からの返還請求に対する保管者の留置権について、物から生じた債権すなわち、物と債権との間に「牽連性 (un lien de connexité)」が存在する場合には、つねに所有者に対して行使しうる旨を示した。⁽¹⁹⁾

さらに破毀院は一九九二年、自動車の売買において目的物に不具合が存したとして売主の負担で修理することが約され、第三者が売主より修理を請け負ったが、修理後の買主の引渡請求に対して右請負人の留置権行使の可否が争われた事案について、「ある物を留置することに基づく留置権は物権であり、すべての者に対して対抗することができる。それは被担保債権について義務を負わない第三者であっても同様である。」「留置権は、被担保債権が留置された目的物それ自体から発生したものである場合、すなわち、当該債権ならびに目的物との間に牽連関係が存在するときは、その占有者によって行使されうる。」と判示した。⁽²⁰⁾これが今日における確立した判例法理とされている。⁽²¹⁾

前述したような学説上の問題提起にもかかわらず、判例がこのように、債務者以外の第三者とりわけ所有者に対して広く留置権の対抗可能性を承認する旨を正当化する根拠として、学説は次の二点を挙げている。

第一に、被担保債権が目的物の維持・改良・増価を目的とするものである場合すなわち、物と債権との間に

「物的牽連性 (Lien de connexité matérielle)」が認められるときは、かかる債権は物それ自体に関する物的負担であり、その実現が終局的には所有者の利益に帰するため、広く留置権の負担を正当化する。したがって、留置権の絶対的な対抗可能性 (opposabilité absolue)⁽²²⁾ は、目的物と被担保債権の間にかかる牽連性が認められる類型に限定して認めるべきである。先に紹介した民法典新二二八六条は留置権の対抗可能性について定めていないが、これに対しては、このような物的牽連性が認められる類型においてのみ、債務者以外の所有者に対する関係を含む絶対的な対抗可能性が与えられる旨について明規すべきであった旨が指摘されている。⁽²³⁾

第二に、留置権者において被担保債権の債務者が目的物につき処分権限を有するものと信頼していたこと、すなわち善意であることを要件とすべき旨を指摘する見解も少なからず存する。⁽²⁴⁾

物と債権との牽連性および留置権者の善意を留置権の成立要件のみならず、第三者に対する対抗可能性の有無・範囲を確定する際の判断基準とするフランス法の法律構成とりわけ、絶対的な対抗可能性の承認にあたってかかる牽連性の類型ないし被担保債権の種類を限定する構成は示唆的である。そこで次に、このようなフランスにおける法状況に手がかりを求めながら、日本法における若干の判例・裁判例を概観した後、債務者と所有者が異なる問題類型に関する若干の試論を展開することとしたい。

三 日本法における判例・裁判例の概観・分析

以下では、目的物の所有者が被担保債権の債務者と異なる問題類型における、留置権の成否に関する主な判例・裁判例を概観および分析する。

(一) 判例・裁判例の概観

まず、典型的な問題類型につき、判例①は下級審裁判例ではあるが、所有者でない者に対して修理代金債権を有する債権者の所有者に対する留置権の行使を認め⁽²⁵⁾た。

【事実の概要】 XはAに対して本件自動車売り渡し、売買代金の大部分を割賦払いとするとともに、代金完済までその所有権をXに留保する旨が約された。その後、Yが本件自動車に修理を加え、Aに対して修理代金債権を取得したが、AがXに売買代金を支払うことができずに倒産したため、Xが仮処分決定を執行して本件自動車を引き揚げたところ、Yが留置権を主張して争った。

【判旨】 「その物に関して生じた債権担保のため物権として認められている民法上の留置権の成立には商法上の留置権の成立と異り債務者の所有物たることを要せず又留置権は物権であるから何人にも主張できるものである。」次に、留置権成立後に債務者から目的物を取得した譲受人に対する留置権の成否につき、判例の見解は分かれる。

第一に、譲渡担保権者が目的不動産を第三者に処分した場合においてこれを占有する設定者のための留置権の成否につき、判例は分かれている。

判例②は、売渡担保の目的不動産を譲り受けた第三者に対する設定者の留置権を否定した⁽²⁶⁾。

【事実の概要】 本件土地建物を所有するYがAに対する借入金債務の担保のために、Aの子Bに対して本件土地建物を売渡担保に供し、B名義に所有権移転登記が経由されたが、Bは本件土地建物を担保目的以外に供しない旨の義務に違反してこれをCに売却してしまい、さらにXへと転々譲渡されて所有権移転登記がされた。Xの本件土地建物に対する所有権に基づく明渡請求に対してYは、上記借受金の返済により生じたBの担保物返還義務の不履行に基づく損害賠償債権を被担保債権とする留置権を主張してこれを拒んだ。

【判旨】 「所論損害賠償請求権は、訴外A、Bに対して存するは格別、Xにはこれを対抗し得ないのであるから、原判

決が、右A、Bの債務不履行と本件不動産との間には、所論留置権発生の要件たる一定の牽連がないと認めた一審判決を支持し、Yのこの点に関する主張を是認しなかったのは正当であって違法はない。」

これに対して、判例③は、仮登記担保権の目的不動産を取得した第三者に対して、設定者が有する清算金債権のための留置権の主張を認めた。⁽²⁷⁾

【事実の概要】 AのBに対する貸金債権の担保として、Bが自己所有の本件土地建物につきAのために仮登記担保に供し、あわせて抵当権を設定して、停止条件付所有権移転請求権保全仮登記および抵当権設定登記を経由した。Bが上記貸金の返済をしないため、Aが本件土地建物の所有権を確定的に取得して上記仮登記の本登記手続が行われ、その後Aは本件土地建物をXに売却し、所有権移転登記がされた。なお、Xは本件土地建物に後順位抵当権設定登記がされていることを理由としてAに対して内金を支払ったにすぎず、また、AがBに対して清算金未払いである旨について知っていた。XがBを相続したYに対して所有権に基づく本件土地建物の明渡しを求めたところ、Yは上記仮登記担保に基づく清算金が支払われていないことを理由として留置権を主張してこれを拒んだ。

【判旨】「YのAに対する清算金支払請求権は、Aによる本件土地建物の所有権取得とともに同一の物である右土地建物に関する本件代物弁済予約から生じた債権であるから、民法二九五条の規定により、Yは、Aに対してはもとより、同人から本件土地建物を譲り受けたXに対しても、Aから清算金の支払を受けるまで、本件土地建物につき留置権を行使してその明渡しを拒絶することができる関係にあるといわなければならない。」

第二に、判例④は、売買目的物を代金未払いの買主から取得した第三者に対する売主の留置権の行使を認めた。⁽²⁸⁾

【事実の概要】 本件土地建物を共有するYとBはこれをAに売却し、Aが売買代金の一部を支払って所有権移転登記が經由されたが、Aが残金の支払いに代えて別の土地建物をBに提供する旨が約されていたところ、Aがこれを履行しないまま本件土地建物をXに対して譲渡担保に供し、やがてその実行によりその所有権を取得して移転登記を備えたXがYに対して所有権に基づく本件土地建物の明渡しを求めたのに対して、YはAの残代金未払いを理由として留置権を主張してこれを拒絶した。

【判旨】「この残代金債権は本件土地建物の明渡請求権と同一の売買契約によって生じた債権であるから、民法二九五条の規定により、YはAに対し、残代金の弁済を受けるまで、本件土地建物につき留置権を行使してその明渡を拒絶することができたものといわなければならない。ところで、留置権が成立したのち債務者からその目的物を譲り受けた者に対しても、債務者がその留置権を主張しうることは、留置権が物権であることに照らして明らかである……。」

これに対して、判例⑤は、売買契約上の買主の代金不払いを理由とする債務不履行解除がされた場合において、買主から目的不動産を譲り受けた第三者からの明渡請求に対して、売主の現物返還請求権に代わる価格返還請求権を被担保債権とする留置権の主張を否定した。⁽²⁹⁾

【事実の概要】Xが自己所有の本件土地をAに売り渡し、手付金の授受と同時に所有権移転登記を経由したが、Aが残代金を支払わないため売買契約を解除した。ところが、その後Aは本件土地をBに売却してしまい、さらにBがYに転売して所有権移転登記が経由されるに至った。Yからの本件土地の所有権に基づく引渡請求に対し、Xは、Aに対して本件土地の現物返還請求権に代わる価格返還請求権を取得したとして、留置権の確認を求めた。

【判旨】「原審のいわゆる価格返還請求権は、Aが、Xの所有に係る本件土地を買い受け、売買契約を解除されたのちこれをBに売り渡して所有権移転登記を経由し、Xに対する本件土地の返還債務を履行不能としたことによって発生した代償請求権であって、本件土地に関して生じた債権とはいえないので……、Xは、右債権を被担保債権として本件土地につき留置権を行使することはできないものというべきだからである。」

なお、判例⑤とは問題類型を異にするが、判例⑥は、売買契約上の買主の債務不履行を理由に売主がこれを解除して目的不動産を第三者に譲渡した場合において、買主が売主に対して有する支払い済代金返還請求権を被担保債権とする留置権の主張を認めた。⁽³⁰⁾

【事実の概要】Yが本件売買契約によりAから本件土地を買い受け、売買代金の一部を支払ったが、残代金の支払いを怠ったためにAが本件売買契約を解除し、本件土地をXに売却して所有権移転登記が経由された。Xの所有権に基づ

く本件土地の明渡請求に対し、YがAに対して有する支払い済代金返還請求権を被担保債権とする留置権を主張してこれを拒んだ。

【判旨】「右債権（筆者注―支払い済代金返還請求権）は前記土地に関して生じたものというべきであるから、本件土地を占有するYは右債権について弁済を受けるまで右土地につき留置権を有し、Aから本件土地を買い受けたXに対しても留置権を主張することができるものといわなければならない。」

いわゆる対抗問題に関連して留置権の成否が問われる問題類型において、判例には留置権を否定するものが見受けられる。

判例⑦は、不動産の二重譲渡において、目的不動産の引渡しを受けた第一譲受人が、先に所有権移転登記を具備した第二譲受人からの明渡請求に対して、譲渡人に対する損害賠償請求権を被担保債権とする留置権の主張を⁽³¹⁾斥けた。

【事実の概要】Yが所有していた本件建物は競売によりAが所有権を取得したが、その後YがAから買い戻す旨の売買契約が締結された。他方において、Aは本件建物をXに売り渡し、所有権移転登記を経由した。本件建物についてはYが占有していたため、Xが所有権に基づいてその明渡しを求めたところ、これに対してYは、Y A間の売買契約の履行不能を理由とする損害賠償請求権を被担保債権とする留置権を主張して争った。

【判旨】「Yら主張の債権はいずれもその物自体を目的とする債権がその態様を変じたものであり、このような債権はその物に関し生じた債権とはいえない」。

次いで、これも下級審裁判例ではあるが、判例⑧は、抵当権が設定されている不動産の買主が、買受人に対して売主に対して有する売買代金返還請求権および損害賠償請求権を被担保債権とする留置権を主張したが、これを斥けた。

【事実の概要】XはA所有の本件土地建物を同人より買い受けたが、本件土地建物にはBのための抵当権設定登記が

されていた。Xは、上記抵当権が解消されないため、Aとの間で本件売買契約を合意解除し、売買代金返還請求権と違約金請求権を取得した。その後Yが本件土地建物の売却許可決定を受けてその所有権を取得したため、Xは、Aに対する上記請求権を被担保債権とする留置権の確認を求めた。

【判旨】 本件については複数の裁判例がある。一つは、⁽³²⁾「物の売買代金債権など物自体の交換価値を体现する債権……は、売買契約など、契約という人の行為に基礎を置くもので、恣意的になりやすく、物的な負担の根拠として、物の価値の増加などと比較すると、説得力のある確実なものとはいえない。……物の売買代金債権などの交換価値を体现する債権について、物との牽連性が肯定されるのは、その物についての物権変動（抵当権の設定などを含む。）が発生するより先に留置権の発生要件である事実が生じたものに限るのであって、しかも、そのような留置権で担保される債権の存在が、債権者による物の占有やその他の事情によって、取引に入ろうとする第三者にも認識できる場合に限る」。

二つ目は、⁽³³⁾「その物自体を目的とする債権である場合には、債権者は権利の内容である行為を物に対して行使することにより直接に弁済を受けることができるものであり、目的物を留置することによりその弁済を担保する問題を生じないから、『その物に関して生じた債権』⁽³⁴⁾ということではない」。

三つ目は、「解除による売買代金返還請求権や損害賠償請求権は、もともと買主が有する直接物自体の給付を目的とする債権がその態様を変じたものであり、元の債権は、物の留置により間接的に債務の履行を強制するという関係なのである。したがって、解除によって……買主である債権者の地位が第三者にも主張できる留置権の成立によって強化されることとなるのは合理的とはいえないのであり、また、買主である債権者は、そもそも、物の価値を増したとか物から損害を受けたというよりも、むしろ債務者の債務不履行等の解除原因によって債務者に不当利得をもたらしたとか債務者から損害を受けたというべきである。そして、そのように解しないと、二重譲渡の場合を典型例とする対抗関係の場面においても、本来劣後する者が本来優先する者に対して留置権を行使することができることとなり、実質的に民法一七七条の制度に反する結果ともなってしまうのである。」

なお、判例⑨は、他人物売買の目的物の譲受人が、所有者に対して有益費償還請求権を被担保債権とする留置

権を主張したがこれを斥けた。⁽³⁵⁾

【事実の概要】Xが所有する本件土地につき自創法に基づく農地買収・売渡処分が行われ、Y₁がこれを取得して所有権移転登記を備えた後、Y₁は本件土地を分筆してY₂に売り渡し、所有権移転登記を経由した。ところが、Xが提起した本件土地の買収計画取消しが確定したため、XはY₁に対して農地買収・売渡処分無効を理由とする所有権移転登記の抹消登記手続ならびに明渡しを求めたところ、Y₁らは、本件土地のために費やした地盛工事・下水工事・水道引込工事の代金を支出したとして、有益費償還請求権を被担保債権とする留置権を主張してこれを拒んだ。

【判旨】「国が自作農創設特別措置法に基づき、農地として買収したうえ売り渡した土地を、被売渡人から買い受けその引渡を受けた者が、土地の被買収者から右買収・売渡処分の無効を主張され所有権に基づく土地返還訴訟を提起されたのち、右土地につき有益費を支出したとしても、その後右買収・売渡処分が買収計画取消判決の確定により当初に遡って無効とされ、かつ買主が有益費を支出した当時右買収・売渡処分の無効に帰するかもしれないことを疑わなかったことに過失がある場合には、買主は、民法二九五条二項の類推適用により、右有益費償還請求権に基づき土地の留置権を主張することはできないと解するのが相当である。」

(二) 分析および問題提起

判例①は、目的物の維持・管理に寄与した債権のための留置権は、対債務者のみならず对所有者間においても正当化される、という実質的考慮に基づくものと目されるが、転用物訴権との整合性が問題となろう。なお、判例⑨も有益費償還請求権のための留置権の成否が争われたものであるが、目的不動産に関する買収・売渡処分の効力について係争中であることにつき占有者が認識しており、有益費支出時において占有者が他人物である旨を知らなかったことにつき過失が認定された点に注意を要する。要するに、真正所有者に返還しなければならない物であることについて知りうべきであったにもかかわらず有益費を支出した者は、留置権による保護を与えるに

値しない、という評価であろう。

留置権成立後に債務者から目的物を取得した譲受人に対する関係において、判例③④⑥が留置権の成立を認めた実質的根拠は、(i)留置権は物権であるから、留置権者が占有を継続している以上、一たん成立した留置権につき追及効が認められてよい、(ii)譲受人は留置権者が現に占有する状態において目的物を取得しているのだから、留置権の負担を甘受すべき地位にある、(iii)判例③⑥については、譲受人に目的物の所有権取得を認める一方、所有権を喪失する債権者に留置権による保護を与えることにより、第三者の取引安全と債権者保護の要請間の調和が図られる、といった点に求められよう。なお、判例③においては、譲受人が清算金未払いの事実につき悪意であった上、売買代金の内金を支払ったにすぎない事実が、留置権の負担を正当化しているように見受けられる。

しかしながら、一般論としては判例②と③との整合性が問われる上、(ア)譲受人の所有権取得を確保しながら設定者（清算金債権の債権者）に留置権による保護を与えるというのは、目的物の物的支配に関する債権者と譲受人間の優劣決定に対する評価として両立するのか、判例⑦⑧との異同につきどのように理解すればよいか、(イ)判例④⑤⑥と民法一七七条および五四五条一項ただし書との整合性は認められるのか、(ウ)留置権の成立を否定した判例②⑤⑦⑧と、これを肯定した判例③④⑥の相違点につき、「物に関して生じた債権」であるか否かをもつて正当化することができるのか、いずれも一方当事者の債務不履行を理由とする当事者間の清算ないし原状回復を目的とする債権である点において変わりはなく、とりわけ、履行不能に基づく填補賠償としての価格賠償ないし代償債権は、物の対価としての代金返還請求権と実質的に同一ではないのか、(エ)そうであるとすれば、留置権行使の可否について異なる判断がされたことに合理的理由があるのか、等が問題となるように思われる。

四 結びにかえて——若干の試論——

本稿は、「留置権は物権であるから、一たん成立すれば誰に対しても主張することができる」と解した上で、留置権行使の制限をもっぱら成立要件のレベル、すなわち有か無かのオール・オア・ナッシングで捉える構成に對して疑問を提起するものである。留置権行使の可否が問われる問題類型は多様であり、これについては、留置権の成否に加えて、効果レベルにおいて留置権行使の対人的制限を判断する法律構成に立脚しつつ、その対抗可能性の有無・範囲を類型的に確定すべきではなからうか。さしあたり、若干の試論として次の二点を指摘しておきたい。

(一) 留置権の原因・基礎にある権利関係における優劣決定

第一に、留置権の対抗可能性の有無・範囲を確定するにあたっては、留置権の原因ないし基礎となっている権利関係を規律する諸規範の趣旨を尊重すべきではなからうか。現行法の下では、留置権の対抗可能性が、所有者に被担保債権に関する事実上の負担と所有権喪失の危険をもたらさうからである。

判例⑦の実質的根拠は、民法一七七条に基づく目的不動産の物的支配に関する優劣決定を留置権の成否にも及ぼさないと同条の趣旨が全うされないと考えられる点に求められよう。留置権者に競売権および事実上の優先的地位が認められており、所有者自身が被担保債権を代位弁済することによって目的物の所有権を維持した上で、物的支配の回復を図ることを強いられる地位に立たされること（債務者の資産状況が悪化している場合が多いであろう）にかんがみれば、この理は他の判例における問題類型にも妥当するものと思われる。

たとえば、判例⑤に関連して、売買契約が債務不履行解除された場合における売主の第三者に対する留置権行

使の可否についても、民法五四五条一項ただし書の趣旨が尊重されるべきである。すなわち、民法五四五条一項ただし書が解除に基づく清算によって第三者の利益を害してはならないとする趣旨を、売主がその相手方である買主の債務不履行（代金不払い）のリスクを第三者に転嫁して目的物の物的支配を奪うことを禁じる点に求めるとすれば、売主がかかる債務不履行を原因として発生した債権担保のための留置権を第三者に行使することは、民法五四五条一項ただし書の趣旨に反して許されないというべきであろう。右のような考察を判例④⑥について及ぼしていくと、民法一七七条および五四五条一項ただし書の趣旨を尊重するなら、残代金債権の確保を目的とする留置権の主張は債務者に対する関係に限定され、原則として対抗要件を具備した目的物の譲受人に対しては対抗することができない、と解すべきであろう。⁽³⁶⁾

判例②③の問題類型については以下のように考えている。譲渡担保における判例法理⁽³⁷⁾にしたがえば、処分清算型・帰属清算型を問わず、目的不動産が第三者に処分されると譲受人が確定的に所有権を取得し、設定者はもはや受戻権を行使することはできないが、その趣旨は、目的物の処分により清算金支払いの有無は譲受人の所有権取得ひいては物的支配の確保に影響しないと解する点にあると解せば、清算金債権確保のための留置権の負担を譲受人に課すというのは、譲渡担保設定者と譲受人間における物的支配の優劣決定が実質的に損なわれるおそれが生じよう。したがってこの場合、設定者は譲渡担保権者に対しては清算金の支払いがあるまで留置権を主張しうるが、原則として目的物の譲受人に対しては対抗することができないと解すべきであろう。

留置権成立後における目的物の譲受人は留置権の負担を甘受すべきであるとする理解が多く見受けられるが、債務者が目的物を処分することにより留置権を免れようとすることに對する非難は、債務者に対する責任を根拠づけるにすぎず、また、売買代金または清算金の支払いないし返還の有無はすぐれて当事者間の対内的事情であるから、債権者が目的物を占有しているという事実のみにより、対抗要件を具備した譲受人の物的支配の確保が

害されてはならないように思われる。

なお、抵当権と留置権との優劣に関する判例⑧については、抵当権設定登記後の留置権が抵当権を侵害する場合には、これをもって抵当権者に対して対抗することはできない（第三取得者が売買契約を解除すれば原状回復を目的とする権利関係が生じるが、この場合設定者に対する留置権の主張は妨げられない）、と構成することが可能であろう。⁽³⁸⁾

このように、留置権の原因・基礎にある権利関係について第三者を保護する制度または判例法理が適用され、これによって目的物の物的支配に関する優劣が決定づけられるときは、かかる第三者に対して留置権を対抗することもできないと解しないとその趣旨が全うされないのではなからうか。もともと、第三者が所有権を取得するに際して、債権者が目的物を現に占有している状態であるのに加えて、被担保債権不履行の事実を認識しており、かつ、その弁済があるまで引渡しを受けられない旨を認容していたといったような特段の事情が認められる場合には、留置権の負担を前提として譲り受けたものと評価することができ、留置権の対抗が認められてよいであろう。

(二) 「物的牽連性」が認められる類型における対抗可能性

第二に、本稿は決して「物と債権との牽連性」要件の重要性を否定するものではなく、留置権の効力における対抗可能性の有無・範囲を確定するにあたって大きな意義を有するものと考えている。

すでにみたように、フランス法においては、物的牽連性が認められる類型において留置権の絶対的な対抗可能性が承認されているが、この理は日本法においても妥当すると考えられ、判例①⑨の問題類型のように、目的物の維持・改良・増価に寄与した債権のために成立した留置権は、その優先的保護の必要性とともに所有者の負担

を正当化するものと評価できよう。⁽³⁹⁾ ただし、我が国においては、他人に属する物に関する請負契約上の修理代金債権のように、債務者と所有者が当初より異なる場合は、これまで問題提起してきたように、いわゆる転用物訴権との整合性に配慮する必要があるように思われる。⁽⁴⁰⁾

すなわち、転用物訴権に関する最高裁判平成七年判決⁽⁴¹⁾によれば、所有者が対価関係なしに被担保債権から利益を受けたとはいえない場合に不当利得返還請求権を認めることは、同人に二重の負担を強いることとなり、公平を欠く。被担保債権の債務者と目的物の所有者が異なる場合において留置権行使の可否が争われるのは、債務者の資産状況が悪化している場合が多いであろうから、債権者が目的物を占有している場合に所有者に対して留置権を行使しうるとすると、所有者が代位弁済を強いられ、被担保債権を事実上負担するに等しい地位に立たされる。したがって、留置権についても右判例の趣旨を尊重して、転用物訴権が成立しない場合、債権者は債務者に対して目的物の引渡しを拒絶することは妨げられないが、所有者に対しては留置権を対抗することができない、と解すべきであろう。もっとも、所有者側の対価関係の有無も債務者との対内的事情に帰することが多いであろうから、フランス法上の学説にならない、債務者が目的物の処分権限を有する旨につき留置権者が信ずべき正当理由があるかどうかとも考慮されてよいであろう。

以上、本稿はまず、留置権行使の可否について、問題類型に応じた対人的制限という観点から、留置権の成否と効果面における対抗可能性の問題とに分けて二元的に構成すべき旨を説いた。そして、かかる構成を前提として、被担保債権の債務者と目的物の所有者が異なる場合においては、債務者に対して留置権を主張することは妨げられないが、第三者に対する対抗可能性が制限される場合が多い、という結論に至った。それは、第三者に対する留置権行使の可否を判断するにあたり、留置権の基礎・原因にある権利関係（とりわけ物的支配に関する優劣決定）を規律する諸規範を尊重すべきである、という視点からの帰結であった。

留置権の主張について争われるのは、契約関係ないし権利関係の清算あるいは終局的な確定が問われる局面である場合が多く、その問題状況は多様である。⁽⁴²⁾ そうだとすれば、不当利得法が公平論から類型論へと大展開を果たしたように、⁽⁴³⁾ 留置権行使の可否についても、原因関係を規律する諸制度または法理の趣旨を反映させながら、類型的考察による規範の構築が求められよう。本稿は、債務者と所有者が異なる類型を一部取り上げて若干の試論を述べたにすぎないが、その他の問題類型については他日を期したい。

- (1) 我妻栄『新訂擔保物権法』（岩波書店、一九六八年）四〇頁、松坂佐一『民法提要物権法（第四版）』（有斐閣、一九八〇年）二三〇頁、柚木馨・高木多喜男『担保物権法（第三版）』（有斐閣、一九八二年）三一頁、川井健『民法概論②（第二版）』（有斐閣、二〇〇五年）二四四頁、近江幸治『民法講義Ⅲ（第二版補訂）』（成文堂、二〇〇七年）三三頁、高橋眞『担保物権法』（弘文堂、二〇〇七年）二五頁。
- (2) 薬師寺志光「留置権の目的物に付て」志林二四卷二二号、同『留置権論』（三省堂、一九三四年）四五頁以下。近時では、高木多喜男『担保物権法（第四版）』（有斐閣、二〇〇五年）二四頁、二七頁、内田貴『民法Ⅲ（第三版）』（東京大学出版会、二〇〇五年）五〇五頁などが、留置権の成立においては債務者の所有物であることを要するが、成立後に債務者と所有者が異なるに至ってもよい、と解する。
- (3) 清水元『留置権概念の再構成』（一粒社、一九九八年）一五五頁以下（以下、『再構成』として引用）、同『留置権』叢書総合判例研究（一粒社、一九九五年）七三頁以下。
- (4) 関武志『留置権の研究』（信山社、二〇〇一年）。
- (5) 我妻栄編著『担保物権法判例コンメンタール③』（日本評論社、一九六八年）二八頁以下（三藤邦彦）、道垣内弘人『担保物権法（第三版）』（有斐閣、二〇〇八年）一六頁、二九頁以下、田高寛貴「個別執行と留置権―抵当権との衝突事例をめぐって―」伊藤進先生古稀記念論文集『担保制度の現代的展開』（日本評論社、二〇〇六年）八五頁以下、同『クロスステディ物権法』（日本評論社、二〇〇八年）一六四頁以下。
- (6) フランス法研究に関する先行業績として、清水・前掲『再構成』八頁以下、関・前掲書二二頁以下参照。

(7) 主な条文につき以下に列挙しておく(条文訳については、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典―物権・債権関係―』〔法曹会、一九八二年〕参照)。

第五七〇条 職人又はなんらかの者がその者に属しなかった材料を用いて新たな種類の物を形成した場合には、その材料が原型を回復することができるか否かを問わず、その材料の所有者であった者は、償還の日付で評価される労働力の対価を償還して、それによって形成された物を主張する権利を有する。

第五七一条 ただし、労働力〔の価格〕が用いた材料の価格を著しく超えるほど多額であった場合には、勤労は主たる部分とみなされ、製作者は、償還の日付で評価される材料の価格を所有者に償還して、加工物を保持する権利を有する。

第一六二条 売主は、買主がその代金を支払わず、かつ、売主が買主の支払いについて期限を付与しなかった場合には、その物を引き渡す義務を負わない。

第一六三条 買主は、あるいはは抵当訴権によって、あるいは、所有権返還訴権によって妨害され、又は妨害されるおそれがある場合には、売主が妨害を終了させるまで、代金の弁済を停止することができる。ただし、売主が保証人を立てることを望む場合、又は妨害にかかわらず買主が支払う旨を約定した場合には、その限りではない。

第一六七三条① 買戻約款を実行する売主は、主たる代金のみでなく、売却の費用及び正当な出費、必要な修繕費及び土地の価格を増大させた修繕費もその増加を限度として償還しなければならない。売主は、それらの債務をすべて満たしたのちでなければ、占有を開始することができない。

第一七九条 賃借人は、賃貸人が、又はそうでない場合には新取得者がさきに説明した損害賠償を支払うのであれば、立ち退かせることができない。

第一九四条 受寄者は、寄託を理由として自己に支払われるべきものの全部の弁済まで、寄託物を留置することができる。

第二〇八二条① 債務者は、質物の所持者がそれを濫用しない限り、その担保のために質物が供与された負債を元金並びに利息及び費用について全部支払ったのちでなければ、質物の返還を請求することができない。

② 同一の債務者の側から同一の債権者に対して質権設定後に締結された別個の負債で、第一の負債の弁済前に請求可能となるものが存在した場合には、質物を第二の負債の弁済に充当するためのいかなる約定もないときでも、双方の負債が全部弁済されるまでは、債権者に質物の占有を手放す義務を負わせることはできない。

第二〇八七条① 債務者は、負債の完済前には、不動産質に付した不動産の収益を主張することができない。

② ただし、前条に述べる義務を免除されることを望む債権者は、つねに、債務者にその不動産の収益を回復することを強制することができる。ただし、債権者がその権利を放棄している場合には、その限りではない。

第二二八〇条① 盗品又は遺失物の現在の占有者が、その物を不定期市若しくは定期市において、又は公売において、又は同種の物を販売する商人から購入した場合には、本来の所有者は、占有者に、その物の購入に要した代価を償還してでなければ、その物を自己に返還させることができない。

(8) C. Aubry et C. Rau, Cours de droit français, t. III, 4^e éd, Paris, 1869, pp.114 et s.

(9) R. Cassin, De l'exception tirée de l'inection dans les rapports synallagmatiques (exception non adimpleti contractus) et de ses relations avec le droit de rétention, la compensation et la résolution, thèse Paris, 1914.

(10) Cass. com, 19 févr. 1958, Bull. civ. III, n° 82 ; Cass, 1^{re} civ, 17 juin 1969, JCP 1970, II, 16162.

(11) 条文訳は以下の通りである。

第二二八六条 物に関する留置権を行使することができるのは以下の者である。

その債権の支払いがあるまでその物の引渡しをうけた者

その物の引渡しを義務づけている契約から生じた未払債権を有する者

その物の占有を契機として生じた未払債権を有する者

占有を奪わない質権を有する者

留置権は、任意に占有を失うことによって消滅する。

(12) A. Aynès, Le droit de rétention unifié ou pluralité, thèse Paris, Economica, 2005, n°s 352 et s ; P. Simler et P. Delebecque, Droit civil, Les sûretés La publicité foncière, 4^e éd, Dalloz, 2004, n°s 567 et 584 ; M. Cabrillac et C. Mouly, Droit des sûretés, 9^e éd, Litec, 2010, n° 632 ; P. Ancel, Droit des sûretés, 5^e éd, Litec, 2008, n° 200 ; B. Beignier et M.

- Mignot, Droit des sûretés, Montchrestien, 2007, n° 1445 ; M. Bourassin, V. Brémond et M-N. Jobard-Bachelier, Droit des sûretés, 2^e éd, Sirey, 2010, n° 1487 ; J. Martin et P-Y. Nauleau, obs, JCP, 2003, II, 10180, p.2045.
- (13) 一般債權者の引当 Cass. civ, 6 avr. 1875, DP 1875, 1, 354 ; Cass. civ, 8 juill, 1913, DP 1914, 1, 241 ; Cass. com. 7 janv. 1992, Bull. civ, IV, n° 4 ; 第三取得者の引当 Cass. civ, 31 mars 1851, S 1851, 1, 305 ; Cass. civ, 8 déc. 1868, DP 1869, 1, 76 ; Cass. req, 24 janv. 1872, DP 1872. 1. 353 ; Cass. com, 14 avr. 1992, Bull. civ, IV, n° 164 ; Cass. com, 31 mai 1994, Bull. civ, IV, n° 195.
- (14) A. Derrida, Recherches sur le fondement du droit de rétention, thèse Alger, 1942, p.222 ; Ch. Scapel, Le droit de rétention en droit positif (un îlot de résistance au contrôle du juge), RTD civ, 1981, p.560 ; Aynès, thèse préc, n°s 354 et 359 ; Simler et Delebecque, op.cit, n° 585 ; P. Crocq, chron, RTD civ, 2004, p.328 ; A. Aynès, obs, JCP 2009, n° 380, 16.
- (15) Cass. req, 13 juill. 1874, S 1875, 1, 145, note Labbé ; Aubry et Rau, loc.cit. 現在に至る Beignier et Mignot, op.cit, n° 1448.
- (16) Cassin, thèse préc, pp.678 et s ; Derrida, thèse préc, p.227.
- (17) Cass. com, 11 juin 1969, D 1970. 244, note Bihl.
- (18) F. Terré et Y. Lequette, Les grands arrêts de la jurisprudence civil, t.2, 11^e éd, n° 281 ; Cabrillac et Mouly, op.cit, n° 632 ; J. Martin et P-Y. Nauleau, obs, JCP 2003, II, 10180, p.2045 ; Bourassin, Brémond et Jobard-Bachelier, op.cit, n° 1486 ; P. Crocq, cron, RTD civ, 2004, 329.
- (19) Cass. 1^{re} civ, 22 mai 1962, D 1965, 58, note Rodière.
- (20) Cass. 1^{re} civ, 7 janv. 1992, Bull.civ, I, n° 4 ; JCP 1992, I, 3583, obs Ph. Delebecque ; JCP 1992, II, 21971, note Ramarolanto — Ratiarary ; RTD civ, 1992, 586, note P-Y. Gautier.
- (21) その他の破産院判例として、所有権留保付の石油製品の買主につき会社清算が開始したため、所有権留保売主が、買主より目的物の運送・保管を請け負った管理者に対して引渡請求したのに対して、所有権留保特約につき善意の管理者の留置権の主張を認めたもの (Cass. com, 3 oct. 1989, Bull. civ, IV, n° 249, JCP, 1990, II, 21454, obs. M. Behar-Touchais.)、自動車売買において買主が代金未払いのまま転売した場合における、第三取得者からの登録証書の引渡

- 請求に対して所有権留保売主の留置権行使を認めたもの（Cass. com, 14 avr. 1992, Bull. civ, 1994, IV, n° 164, JCP 1992, I, 3623, obs Ph. Simler.）²¹ 賃貸自動車の修理を請け負った者の修理・管理費に関する債権のための留置権の行使を賃貸人に対して認めたもの（Cass. com, 3 mai 2006, JCP 2006, I, 195, n° 15, obs Ph. Delebecque, RTD civ, 2006, p.584, obs T. Revet.）などがある。
- (22) N. Catala, De la nature juridique du droit de rétention, RTD civ, 1967, n° 16 ; Marty, Raynaud et Jestaz, Les sûretés, La publicité foncière, 2^e éd, 1987, Sirey, n° 54 ; F. Derrida et C. Hannoun, v° Rétention, Rép. civ., Dalloz, 2000, n° 144 ; Aynès, thèse préc, n°s 366 et s ; L. Aynès et P. Crocq, Les sûretés La publicité foncière, 4^e éd, 2009, Defrénois, n° 448, note 65 ; Cabrillac et Mouly, loc.cit ; Bourassin, Brémont et Jobard-Bachelier, loc.cit. など、絶対的な対抗可能性を物的牽連性が認められる類型に限定する構成に対して疑問を提示するものなど。J. François, L'exercice du privilège et du droit de rétention du commissionnaire de transport sur des marchandises n'appartenant pas au débiteur, RJcom, 1995, n° 49.
- (23) A. Aynès, La consécration légale des droits de rétention, Dalloz, 2006, p.1302.
- (24) 占有者の善意を留置権の成立要件とする見解として Cassin, thèse préc, pp.556 et s ; Planiol et Ripert, Traité de droit civil français, t.6, 2^e éd, par Esmein, LGDJ, 1952, n° 444 ; Marty, Raynaud et Jestaz, op.cit, n° 35 ; Mazeaud et Chabas, Leçon de droit civil, t.3, 1^{er} vol, Sûretés, Publicité foncière, 7^e éd, par Picot, 1989, Montchrestien, n° 123 ; Beignier et Mignot, op.cit, n° 1440. 絶対的な対抗可能性について P. Crocq, cron, loc.cit, Bourassin, Brémont et Jobard-Bachelier, ibid.
- (25) 名古屋高判昭和四六・一一・二判時六五四号六三頁。
- (26) 最一小判昭和三四・九・三民集一三卷一一号一三五七頁。
- (27) 最一小判昭和五八・三・三一民集三七卷二号一五二頁。
- (28) 最一小判昭和四七・一一・一六民集二六卷九号一六一九頁。
- (29) 最一小判昭和六二・七・一〇金法一一八〇号三六頁。
- (30) 最一小判昭和三八・二・一九集民六四号四七三頁。東京高決昭和五七・一一・一八判時一〇六七号四九頁も、不

動産の売買契約において、引渡しを受けた買主が代金の一部を支払わない間に売主が倒産して当該契約が解除されたが、他方において売主が同不動産に設定した抵当権が実行され、買受人が所有権移転登記を備えて右買主に明渡しを求めたのに対して、同人による留置権の主張を認めた。

(31) 最一小判昭和四三・一一・二一民集二二卷一二号二七六五頁。

(32) 東京高決平成一四・六・六判時一七八七号一二四頁。なお、東京高判平成一四・一一・二九判時一八三〇号四〇頁（前掲・最判昭和五八・三・三一の原審判決）もほぼ同様の理由を示した。

(33) 東京高判平成一五・七・三一判時一八三〇号三七頁。

(34) 東京地判平成一五・五・二三金法一七〇二号七七頁。

(35) 最一小判昭和五一・六・一七民集三〇卷六号六一六頁。

(36) 清水・前掲『再構成』一七九頁以下、二二九頁以下も、判例③④⑤の問題類型において所有者に対する引渡し拒絶の抗弁を否定する。

(37) 最三小判平成六・二・二二民集四八卷二四四一四頁。

(38) この判例については、田高寛貴「留置権の第三者効に関する一考察」民研五七六号三頁以下、同・前掲「個別執行と留置権」、同・前掲『クロスステディ物権法』一五八頁以下において、精緻な検討が行われている。

(39) 留置権の対抗可能性につき、この類型に着目する先行業績として、清水・前掲『再構成』一六七頁以下、田高・前掲論文八八頁参照。

(40) 清水・前掲『再構成』一六三頁、一九五頁が転用物訴権と留置権との関係を示唆するほか、高木・前掲書二七頁は、占有者が不当利得返還請求権を取得した場合に留置権の成立が認められるとする。また、関・前掲書二四一頁以下では、占有者の費用償還請求権と所有者に対する留置権の行使の可否について展開されている。

(41) 最三小判平成七・九・一九民集四九卷八号二八〇五頁。

(42) 藤原正則「判批」民法判例百選Ⅰ〔第6版〕一六一頁は、「留置権の成否に関して考慮すべき要素は、極めて多様であり、財産法のルールの複合である。したがって、留置権の成否・対抗の可否の基準は、最終的には他の財産法上の法制度の評価による以外はないであろう。」と述べられるが、本稿もかかる視点に与するものである。

(43)

加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』(有斐閣、一九八六年)、など。